

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典情報
1	環境保全に係る情報（生活環境等）のレイヤー	騒音等	学校	○	保全推奨エリア（エリアバッファ800m以内）	法令等はないが、「風力発電所に係る騒音・低周波音の実態把握調査」（2010年、環境省）のアンケート調査によると、騒音等の苦情は全体の96%が風力発電施設から800m未満の範囲にある住宅・施設であったため、エリアバッファ800m以内の範囲を保全推奨エリアとした。	学校教育法に基づく全国の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び特別支援学校の地点等をGISデータとして整備したもの	2013	国土数値情報 学校データ
2			病院	○			全国の医療機関の内、医療法に基づく「病院」「（一般）診療所」「歯科診療所」の地点等を整備したもの	2014	国土数値情報 医療機関データ
3			福祉施設	○			高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉に関する施設の地点等を整備したもの	2015	国土数値情報 福祉施設データ
4			図書館	○			全国の文化的に価値のある作品や生き物を収集・保存・展示し、またそれらの文化に関する教育・普及・研究を行う文化施設のうち、図書館のみを抽出してGISデータとして整備したもの	2013	国土数値情報 文化施設データより加工
5			建物（住居）	○			建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物の屋根の外周線をGISデータ化したもの	—	基盤地図情報ダウンロードサービス「基本項目」
6			騒音規制区域	○			騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、和歌山県及び沿岸部自治体により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域に指定された区分データを整備したもの ※騒音規制区域については、騒音規制法に併せて和歌山県公害防止条例も考慮されている（用途地域において、騒音規制法の規制対象外である施設の規制（横出し施設の規制）と用途地域外において騒音規制法の規制対象と同じ施設の規制及び横出し施設の規制を行っている）。	—	国土数値情報 用途地域データ
7			居住区域	○			上記建物（住居）と同じ	—	—
8			用途区域	○			都市計画法に基づいて決定されている用途地域をGISデータとして整備したもの	2011	国土数値情報 用途地域データ
9	風車の影	騒音等	学校	○	保全推奨エリア	法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	学校教育法に基づく全国の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び特別支援学校の地点等をGISデータとして整備したもの	2013	国土数値情報 学校データ
10			病院	○			全国の医療機関の内、医療法に基づく「病院」「（一般）診療所」「歯科診療所」の地点等を整備したもの	2014	国土数値情報 医療機関データ
11			福祉施設	○			高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉に関する施設の地点等を整備したもの	2015	国土数値情報 福祉施設データ
12			図書館	○			全国の文化的に価値のある作品や生き物を収集・保存・展示し、またそれらの文化に関する教育・普及・研究を行う文化施設のうち、図書館のみを抽出してGISデータとして整備したもの	2013	国土数値情報 文化施設データより加工
13			建物（住居）	○			建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物の屋根の外周線をGISデータ化したもの	—	基盤地図情報ダウンロードサービス「基本項目」
14			騒音規制区域	○			騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、和歌山県及び沿岸部自治体により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域に指定された区分データを整備したもの ※騒音規制区域については、騒音規制法に併せて和歌山県公害防止条例も考慮されている（用途地域において、騒音規制法の規制対象外である施設の規制（横出し施設の規制）と用途地域外において騒音規制法の規制対象と同じ施設の規制及び横出し施設の規制を行っている）。	—	国土数値情報 用途地域データ
15			居住区域	○			上記建物（住居）と同じ	—	—
16			用途区域	○			用途地域を整備したもの	2011	国土数値情報 用途地域データ
17	重要な地形及び地質	日本の地形レッドデータ	○	保全推奨エリア	法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	日本の自然を代表する地形を希少性、動植物の生息地としての重要性等の基準により選定し、保存状況のランク付けが行われている地形のレッドデータをGISデータ化したもの	—	日本の地形レッドデータブック第1集・第2集/EADAS	
18		日本ジオパーク、世界ジオパーク	○			ユネスコの定める喜寿に基づいて認定された「ユネスコ世界ジオパーク」、日本ジオパーク委員会に認定された「日本ジオパーク」の情報を整備したもの	—	南紀熊野ジオパークHP/EADAS	
19		地方公共団体の重要な地形・地質	○			地方公共団体が定めている重要な地形・地質をGISデータとして整備したもの	—	和歌山県レッドデータブック、レッドリスト/EADAS ※その他、山名委員、竹中委員へ確認予定	

※1 △は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲は情報収集、GISデータの作成、マップ化を実施するが、エリア設定は2次ゾーニングで実施予定。
 ※2 本資料は2019年3月4日時点のものである。
 ※3 表中の青文字は、法例等の有無について強調している。
 ※4 表中の赤文字は、第1回検討会から新たに追加した情報である。

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典情報	
20	環境保全に係る情報（生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い）のレイヤー	動物	イヌワシ・クマタカ2次メッシュ情報	○	保全推奨エリア	法令等は無いが、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（2011、環境省）等で、風力発電施設の設置にあたって、鳥類、特にオジロワシ、オオワシ等の希少な海ワシ類が風力発電施設のブレードに衝突し死亡する事故（バードストライク）が問題となっており、バードストライクの効果的な防止策について検討を行っている。そうした観点から、保全を検討すべきエリアとの理解から保全推奨エリアとした。	1990年から2002年3月におけるイヌワシ及びクマタカの生息分布状況を、生息確認ランク別に2次メッシュで示したもの	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き	
21			オオワシ・オジロワシ2次メッシュ情報	○			オジロワシ・オオワシ合同調査グループの一斉調査結果、環境省保護増殖事業の分布調査2007～2009年の情報収集に基づいた海ワシ類の出現状況を示したもの	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き	
22			渡りをするタカ類集結地2次メッシュ情報	○			1989年から20年間のサシバ、ハクマ、ノスリ、アカハラダカの秋季、春季の渡り時期における前項の観測地点における数量調査結果を、2次メッシュ単位の日最大出現数を階級表示したもの	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き	
23			鳥類の渡りルート	○			2013年から2016年度の環境省自然環境局の調査結果に基づき、ガン類、ハクチョウ類、ツル類、海ワシ類、海ワシ類以外の猛禽類等の渡りルート図をGISデータとして整備したもの。	2016	センシビティマップ	
追加			重要種の分布図	○			文献調査や専門家へのヒアリング調査結果等に基づき、重要種の分布を10kmメッシュで整備したもの（和歌山県沖に該当するクマタカのみ整備）	2015	センシビティマップ	
24			ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地2次メッシュ情報	○			法令等は無いが、希少猛禽類以外の鳥類、コウモリ類も、希少猛禽類と同様にバードストライク等の飛翔阻害が懸念されるため、保全を検討すべきエリアとの理解から保全推奨エリアとした。	全国におけるマガン、ヒシクイ、オオハクチョウ、コハクチョウの越冬期、渡り期の集結地における数量調査結果について、2次メッシュ単位の分布情報、2次メッシュ当りの日最大出現数等の情報を整備したもの	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き
25			シギ・チドリ類モニタリングサイト1000	○			シギ・チドリ類、絶滅危惧種のズグロカモメ・クロツラヘラサギ・ヘラサギ・ツクシガモの等について、環境省生物多様性センターが個体数調査及び調査地周辺の環境状況の調査を実施しているモニタリングサイトの位置を整備したもの	2013	シギ・チドリ類モニタリングサイト1000	
26			海鳥繁殖地	○			環境省生物多様性センターのHPで公開している「海鳥コロニーデータベース」より海鳥の繁殖が確認されている場所の位置等を整備したもの	1978	海鳥コロニーデータベース	
27			鳥を指標とした重要生息環境（IBA）	○			国際的な鳥類保護組織であるBirdLife Internationalが重要な野生生息地を是界全体のネットワークとして保全していくことを目的として、共通のIBA基準により選定した「鳥類を指標とした重要な自然環境」のエリア情報をGISデータとして整備したもの	2017	日本野鳥の会ホームページ	
28			日本の「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク（EAAFP）」参加地	○			東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）に参加している国や団体が、保護活動を行っている渡り性水鳥の重要な生息地の位置及び内容を示したもの	2015	EAAFP 参加地の位置区域情報（環境省1512）／環境省プレス160506	
29			コクガンの行動圏に関する情報	○			日本におけるコクガンの春の移動、生息地用の衛星追跡データを整備したもの	2016	Satellite-Tracking of the Spring Migration and Habitat Use of the Brent Goose Branta bernicla in Japan (Tetsuo Shimada, et al, 2016, Ornithol Science 15:37-45)	
30	コウモリ洞分布	○	保全推奨エリア	「日本のコウモリ洞総覧」に掲載されているコウモリ洞窟位置が含まれる市町村の位置等の情報を整備したもの	1994	日本のコウモリ洞総覧（澤田勇，自然誌研究雑誌，第2/3/4号別刷，pp. 53-80, 1994）／EADAS				
31	コウモリ分布	○	一般公開されている関連各種の文献（1958～2016年）を対象にコウモリ類の生息情報を抽出し、確認された地名を1km格子のポリゴンメッシュデータに変換した上で、各種情報を3次メッシュとして整備したもの	2016	コウモリ類関連の各種学会誌ほか／EADAS					

※1 △は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲は情報収集、GISデータの作成、マップ化を実施するが、エリア設定は2次ゾーニングで実施予定。

※2 本資料は2019年3月4日時点のものである。

※3 表中の青文字は、法例等の有無について強調している。

※4 表中の赤文字は、第1回検討会から新たに追加した情報である。

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典情報
32	環境保全に係る情報（生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い）のレイヤー	動物	海生ほ乳類確認情報	○	保全推奨エリア	法令等はないが、洋上風力発電施設の海中部分への衝突や漂砂への影響による産卵地への影響が懸念されるため、保全を検討すべきエリアとの理解から保全推奨エリアとした。	国立科学博物館HPで公開している「海生哺乳類ストランディングデータベース」より、2015～2016年に和歌山沿岸で発見された情報をGISデータとして整備したもの（2017年以降は情報なし）	2016	海生哺乳類ストランディングデータベース
33			ウミガメ産卵地	○			日本沿岸のウミガメの主な産卵地のおおよその位置情報をGISデータとして整備したもの	2015	海洋台帳/NPO法人日本ウミガメ協議会
34			絶滅危惧種（動物）の分布情報	○			環境省レッドリストに掲載された動物種について、いきものログのユーザ報告結果および環境省調査結果に基づき、絶滅危惧IA類（CR）、絶滅危惧IB類（EN）及び絶滅危惧II類（VU）の分布データを2次メッシュデータとして整備したもの。	2012	環境省レッドリスト ※和歌山県レッドデータブックについては山名委員、竹中委員へ確認予定
35			その他の動植物分布情報	○			環境省をはじめさまざまな組織や個人が持っている生きもの情報を集積して、みんなで共有して提供するシステム上で重要と判断した分布情報を2次メッシュデータとして整備したもの	—	生物情報収集・提供システムいきものログ
36			植物	植生自然度図			○	保全推奨エリア（植生自然度9, 10のみ）	環境省による第2回～第5回自然環境保全基礎調査（植生調査）に基づき整備された1/5万植生図を整備したもの
37	特定植物群落	○		保全推奨エリア	環境省による第2回調査、第3回調査及び第5回自然環境基礎調査（特定植物群落）について、位置情報公開のものを整備したもの	2000	環境省生物多様性センターWebGISデータ		
38	絶滅危惧種（植物）の分布情報	○		植物I（維管束植物） レッドリストの2007年版に掲載された公開種561種について、絶滅危惧IA類（CR）、絶滅危惧IB類（EN）及び絶滅危惧II類（VU）の分布データを2次メッシュデータとして整備したもの。	2007	環境省レッドリスト ※和歌山県レッドデータブックについては山名委員、竹中委員へ確認予定			
39	重要な自然環境のまとまりの場	重要里地里山	○	法令等はないが、生物多様性保全上重要な里地里山として環境省でも紹介しており、また、保全活動を行う地域の団体が存在している可能性があり、その団体等と調整を行った上でエリア設定することが望ましいことから、今回保全推奨エリアとした。	「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」（500箇所）として環境省が選定した結果を基に、おおよその位置等を整備したもの	2015	環境省生物多様性保全上重要な里地里山HP/EADAS		
40			重要湿地	○	法令等はないが、生物多様性の観点から重要度の高い場所として環境省でも紹介されており、また、土地改変に対して脆弱であることから保全推奨エリアとした。	平成13年度に選定され、その後見直しされた「日本の重要湿地500」についてGISデータ化したもの	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ/環境省生物多様性の観点から重要度の高い湿地HP	
41			生物多様性のための重要地（KBA）	○	保全推奨エリア	日本国内のKBAについての調査の成果を整備したもの ※生物多様性重要地域（KBA：Key Biodiversity Area）…国際環境NGOのコンサベーション・インターナショナルが世界共通の基準を用いて選定した「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」	—	コンサベーション・インターナショナル・ジャパンKBA日本地図ダウンロードページ	
42	重要な自然環境のまとまりの場	干潟	○	保全推奨エリア	環境省（環境庁）による第4回（平成1～4年度）及び第5回（平成9～13年度）の自然環境保全基礎調査に基づいて、全国における干潟の位置等を整備したもの	2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ		
43			藻場			○	環境省（環境庁）による第4回（平成1～4年度）及び第5回（平成9～13年度）の自然環境保全基礎調査に基づいて、全国における藻場の位置等を整備したもの	2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ
44			サンゴ礁			○	環境省（環境庁）による第4回（平成1～4年度）及び第5回（平成9～13年度）の自然環境保全基礎調査に基づいて、全国におけるサンゴの位置等を整備したもの	2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ
45			重要海域			○	環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として選定した結果を基に、海域の範囲、名称等の情報をGISデータとして整備したもの	2014	環境省生物多様性の観点から重要度の高い海域HP
46			景観			景観資源	▲	二次ゾーニングでエリア設定	第3回自然環境保全基礎調査（環境省：昭和61～62年）のうち、自然景観の基盤（骨格）を成す地形、地質及び自然景観として認識される自然現象の位置及び特性に関する情報についてGISデータ化したもの
47	景観の主な眺望点	▲		—	「和歌山県景観ガイドライン～熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域～」で示されている眺望点（13箇所）をデータ化したもの	2018	和歌山県HP 和歌山県の景観施策 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage_d/fil/oehechi_guideline180901.pdf		

※1 △は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲は情報収集、GISデータの作成、マップ化を実施するが、エリア設定は2次ゾーニングで実施予定。
 ※2 本資料は2019年3月4日時点のものである。
 ※3 表中の青文字は、法例等の有無について強調している。
 ※4 表中の赤文字は、第1回検討会から新たに追加した情報である。

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典情報		
48	環境保全に係る情報（生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い）のレイヤー	自然との触れ合いの活動の場	長距離自然歩道	○	保全推奨エリア	法令等は無いが、自然を活用した場として既に存在していることから、洋上風力発電施設が立地することで、本来の利用を阻害する可能性がある。従って、保全推奨エリアとした。	環境省が計画し、国及び各都道府県で整備を進めている長距離自然歩道（四季を通じて手軽に、楽しく、安全に自らの足で歩くことを通じて、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、心身ともにリフレッシュし、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道）の情報をデータとして整備したもの	2014	環境省NATS自然大好きクラブHP／和歌山県庁近畿自然歩道HP／EADAS		
49			海水浴場	○			海水浴場について、その代表的な位置や名称等の情報をGISデータとして整備したもの	2019	インターネット地図／自治体Webサイト／観光案内Webサイト／EADAS		
50			潮干狩り場	○			保全推奨エリア ※データ該当なし	潮干狩り場について、その代表的な位置や名称等の情報をGISデータとして整備したもの	2019	インターネット地図／自治体Webサイト／観光案内Webサイト／EADAS	
51			観光資源（釣り場等）	○			保全推奨エリア	(財)日本交通公社が設置した「観光資源評価委員会」が検討・選定し作成した「観光資源台帳」に掲載されている観光資源のうち評価ランクがA級以上のもの、及び観光庁が保有する各都道府県の観光地点等に関する情報を整備した「観光地点等名簿」に記載されるものを統合しGISデータ化したもの	2014	国土数値情報 観光資源データ	
52	環境保全等の法令等により指定された保護地域のレイヤー	自然公園	国立公園	○	自然公園法により、開発行為について制限を行っているが、必ずしも立地ができないと明記されているわけではないため、今回は保全推奨エリアとした。	自然公園法に基づいて国（環境省）が指定し管理する国立公園について、名称、区分等の情報を整備したもの	自然公園法に基づいて国（環境省）が指定し管理する国立公園について、名称、区分等の情報を整備したもの	2011	環境省生物多様性センターWebGISデータ		
53			国定公園	○			自然公園法に基づく国定公園について、範囲（面）、区分（同法に基づき指定された特別地域、特別保護地区等）等を整備したもの	2010	国土数値情報 自然公園地域データ		
54			県立自然公園	○			自然公園法に基づく県立自然公園について、範囲（面）、区分（同法に基づき指定された特別地域、特別保護地区等）等を整備したもの	2010	国土数値情報 自然公園地域データ		
55	自然環境保全地域	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域（国指定）	○	保全エリア	自然環境保全法により、開発行為は、学術研究その他公益上の理由により特に必要と認められて環境大臣の許可を受けた場合、非常災害への応急措置として行う場合以外は、原則として行うことができないとあるため、保全エリアとした。	土地利用基本計画に基づき指定された自然保全地域について、範囲（面）及び当該地域と当該地域細区分である「原生自然環境地域」、「特別地区」等を整備したもの	2015	国土数値情報 自然保全地域データ		
56			自然環境保全地域（国指定）	○			保全推奨エリア	自然環境保全法により、開発行為を行う場合には、申請もしくは届出が必要である旨、記載があるため、厳正自然環境保全地域と異なり、利用される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	土地利用基本計画に基づき指定された自然保全地域について、範囲（面）及び当該地域と当該地域細区分である「原生自然環境地域」、「特別地区」等を整備したもの	2015	国土数値情報 自然保全地域データ
57			自然環境保全地域（県指定）	○			自然環境保全法により、開発行為を行う場合には、申請もしくは届出が必要である旨、記載があるため、厳正自然環境保全地域と異なり、利用される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	天然林などの現存する貴重な自然環境を保全するため、自然・社会的諸条件から見て自然環境を保全することが必要な特定の地域について、和歌山県自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として指定された区域を整備したもの	1976～1980	和歌山県庁HP和歌山県自然環境保全地域／EADAS	
58	生息地等保護区	生息地等保護区	生息地等保護区	○	保全推奨エリア ※データ該当なし	種の保存法により、国内希少野生動物種の生息・生育地を保護している場所では、各種の開発行為が規制されている。各種の開発行為を行う場合は、環境大臣の許可又は届出が必要である。このことから、利用される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	種の保存法に基づく「生息地等保護区」について、2次メッシュ位置情報を整備したもの	2013	環境省HP 生息地等保護区一覧		
59			鳥獣保護区	鳥獣保護区（国指定、県指定）	○	保全エリア（特別鳥獣保護区） 保全推奨エリア（鳥獣保護区） ※鳥獣保護区（国指定）のみデータ該当なし	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図ることが明記されているが、必ずしも立地ができないと明記されていないため、今回は保全推奨エリアとした。	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が指定する国指定の鳥獣保護区と都道府県知事が指定する都道府県指定の鳥獣保護区の範囲をGISデータとして整備したもの	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ／国土数値情報 鳥獣保護区データ	
60	環境保全等の法令等により指定された保護地域のレイヤー	世界遺産	世界遺産地域及び緩衝地帯	○	保全エリア	世界遺産条約により景観や環境の保全が義務づけられているため、今回は保全エリアとした。	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）に基づき、我が国の人類共通の宝物として未来の世代に引き継いでいくべき文化財や遺跡について、世界遺産委員会に世界遺産として登録された有形の不動産のうち、その登録された範囲（構成資産および緩衝地帯）を整備したもの	2015	国土数値情報 世界文化遺産データ		
61			世界遺産暫定一覧表記載遺産等の候補地	○			保全推奨エリア ※データ該当なし	法令等は無いが、今後世界遺産登録を目指している場所であるため、現状の環境を保全することが望ましいため、保全推奨エリアとした。	文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会によって「世界遺産条約履行のための作業指針」の規定に基づき、我が国の世界遺産暫定一覧表に追加記載すべき文化遺産として、現時点において顕著な普遍的価値を持つ可能性が高いと考えられ、将来的に世界遺産一覧表へ登録推薦することが適切であると考えられるもの	2019	文化庁HP 我が国の暫定一覧表記載文化遺産
62			追加登録候補地	○			確認中	—			

※1 △は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲は情報収集、GISデータの作成、マップ化を実施するが、エリア設定は2次ゾーニングで実施予定。
 ※2 本資料は2019年3月4日時点のものである。
 ※3 表中の青文字は、法令等の有無について強調している。
 ※4 表中の赤文字は、第1回検討会から新たに追加した情報である。

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典情報
63	環境保全等の法令等により指定された保護地域のレイヤー	生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）	核心地域	○	保全エリア ※データ該当なし	法令等はないが、厳格に保護することが明記されているため、保全エリアとした。	ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネスコエコパークのうち、厳格に保護/長期的に保全する地域の位置等を整備したもの	2017	文部科学省HP、各自治体HP
64			緩衝地域	○	保全推奨エリア ※データ該当なし	法令等はないが、生態系の保全と持続可能な利活用の調和が図られるための地域であるため、保全推奨エリアとした。	ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネスコエコパークのうち、核心地域のバッファとして機能し、教育・研修・エコツーリズムを図られている地域の位置等を整備したもの	2017	文部科学省HP、各自治体HP
65			移行地域	○			ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネスコエコパークのうち、核心地域及び緩衝地域の周囲にあり、緩衝地域の支援や自然環境保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組が図られている地域の位置等を整備したもの	2017	文部科学省HP、各自治体HP
66		ラムサール条約湿地	ラムサール条約湿地	○	保全推奨エリア	ラムサール条約により、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することとしているが、これ自体は開発制限は明記していないので、保全推奨エリアとした。	日本国内のラムサール条約登録湿地の位置等を整備したもの	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ/環境省重要湿地HP
67	国土保全等の観点からの指定地域等		海岸保全区域	○		海岸法により、国土を津波、高潮、波浪等の被害から防護するエリアに定められているが、開発不可ではないため、保全推奨エリアとした。	・海岸線について、位置（線）、所管官庁、海岸保全区域（海岸法に基づき指定された一定の海岸の区域）等をGISデータとして整備したもの ・海岸保全区域は「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン（平成27年3月）」に基づき、水域施設等との離隔距離である2D（D=ローター径）として254mの範囲として作成したもの	2006	国土数値情報 海岸線データ
68			低潮線保全区域	○		排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律があるが、開発制限について明記されていないので、保全推奨エリアとした。	平成23年6月に排他的経済水域等の外縁を根拠づける低潮線の保全が必要な海域として指定された低潮線保全区域の指定位置の情報をGISデータとして整備したもの	2011	首相官邸HP 地理院地図における低潮線保全区域の表示
69	景観等関連		景観形成重点区域	▲	二次ゾーニングでエリア設定		景観法（平成16年法律第110号）における景観行政団体が景観計画で定めた「景観計画区域」（第8条第2項第1号）、及び各景観行政団体が定めた景観計画区域のうち、特徴的な景観を有しているなど、特に良好な景観の形成を図るべきであるとし、条例等で指定した「景観重点地区」を整備したもの	2014	国土数値情報 景観計画区域データ ※和歌山県HPの最新の景観計画（2018）を確認中
70			景観重要建造物	▲		景観行政団体が景観法第19条第1項により指定した景観重要建造物について、その位置を点データで整備したもの	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況	
71			景観重要樹木	▲	二次ゾーニングでエリア設定 ※データ該当なし	景観行政団体が景観法第28条第1項により指定した景観重要樹木について、その位置を点データとして整備したもの	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況	
72			景観地区	▲		市町村が景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項により、市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた区域をGISデータとして整備したもの	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況/国土数値情報 景観地区・準景観地区データ	
73			準景観地区	▲		市町村が景観法第74条第1項により、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、景観の保全を図るために定めた区域をGISデータとして整備したもの	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況/国土数値情報 景観地区・準景観地区データ	
74			風致地区	▲	二次ゾーニングでエリア設定	都市の風致を維持するために、優れた景勝地、樹林地、水辺地などの自然環境やこれら自然環境と調和した良好な住環境が形成されている地区の維持を目的に、都市計画法により定められている地区（和歌山県では、和歌山市、白浜町が該当）をGISデータとして整備したもの	—	市町村資料 ※対象エリア内の白浜町のみ	
75			緑地保全地域	▲	二次ゾーニングでエリア設定 ※データ該当なし	都道府県または市町村が緑地保全地域制度（都市緑地法第5条）により指定した緑地保全地域をGISデータとして整備したもの	—	—	
76			歴史的風土保存区域及び特別保存地域	▲		確認中	—	—	
77	重要文化的景観	▲	二次ゾーニングでエリア設定	文化財保護法第二条第1項第五号より定められた文化的景観の中で、特に重要な景観として選定されたものをGISデータとして整備したもの	2018	文化庁HP 重要文化的景観について/国土数値情報 都道府県指定文化財データ			

※1 △は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲は情報収集、GISデータの作成、マップ化を実施するが、エリア設定は2次ゾーニングで実施予定。
 ※2 本資料は2019年3月4日時点のものである。
 ※3 表中の青文字は、法令等の有無について強調している。
 ※4 表中の赤文字は、第1回検討会から新たに追加した情報である。

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典情報
78	環境保全等の法令等により指定された保護地域のレイヤー	文化財	国指定文化財等	○	保全推奨エリア	文化財保護法により、指定された文化財の現状変更だけでなく、文化財の保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっており、指定された区域外においても保全の対象となっている場合がある。そのため、保全推奨エリアとした。	文化財保護法に基づき、国が指定・登録・選定した文化財等の位置等について整備したもの	2015	国指定文化財等データベース
79			選定文化財	○		確認中			
80			都道府県・市町村指定文化財等	○		都道府県が文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、都道府県指定等の文化財以外の重要な文化財について、その位置を表すデータと名称、種別、所在地等の属性データをGISデータとして整備したもの	2014	国土数値情報 都道府県指定文化財データ	
81		自然再生事業の対象となる区域	自然再生事業対象区域	○	保全推奨エリア ※データ該当なし	法令等はないが、再生しようとしている自然環境の立地特性も踏まえ、影響を及ぼさないように調整する必要があるため、保全推奨エリアとした。	自然再生推進法に基づいて行われる自然再生事業の実施地域について、自然再生事業実施計画及び全体構想に示されている地域の位置等を整備したもの	2016	環境省HP 自然再生推進法
82			その他地方公共団体の条例により指定された保護地域等	△	エリア設定なし	—	確認中	—	—
83	社会的調整が必要な地域等のレイヤー	航空法等	制限表面	○	保全エリア	航空法により、制限されているため、保全エリアとする。	航空法により定められた空港周辺における建物等の制限区域をGISデータとして整備したもの	2017	国土交通省HP/国土数値情報 空港データ
84			航空路監視レーダー	○	保全エリア ※データ該当なし	法令等はないが、航空機の位置を探知し、航空機の誘導及び航空機相互間の間隔設定等レーダーを用いた航空路管制業務に使用されるレーダーであることから、レーダーを妨害しないエリアを設定する必要があることから、保全エリアとした。但し、地点データのみなので、エリア設定はしない。	航空路管制業務に使用されている航空路監視レーダー（ARSR）および洋上航空路監視レーダー（ORSR）の位置を整備したもの	2015	国土交通省HP 航空路監視レーダー（ARSR）等の配置及び覆域図
85			航空レーダー（自衛隊、在日米軍）	○	保全エリア	法令等はない（※場合によっては自衛隊法が関わる可能性有り）が、国防任務を妨害する可能性があるため、保全エリアとした。	自衛隊や在日米軍が使用している航空レーダーの位置を整備したもの	—	防衛省 自衛隊HP
86		電波法	伝搬障害防止区域	○	調整エリア	電波法により、伝搬障害防止区域では、風力発電施設等の建築主は伝搬障害の有無を確認する必要があるため、調整エリアとした。	電波法第102条2の第3項の規定に基づく伝搬障害防止区域図をGISデータとして整備したもの	2019	総務省 伝搬障害防止区域図縦覧
87		気象レーダー	気象レーダー、波浪レーダー	○		気象業務法に基づき、実施されている気象レーダー等観測への影響が懸念される場合には、国土交通省及び気象庁と協議する必要があるため、調整エリアとした。	気象庁および国土交通省による観測業務に用いられるレーダーの位置を整備したもの	2017	気象庁HP/国土交通省HP
88		航路等	法令で定められた航路	○	保全エリア	港則法や海上交通安全法により船舶および人命の安全を守る観点から、保全エリアとした。	港則法や海上交通安全法によって規定される法定航路、港湾法によって規定される開発保全航路、及び推薦航路について、位置（線）、名称等を整備したもの	1984	国土数値情報（統一フォーマット（SHP・GML）） 航路データ
89			主な定期航路	△	エリア設定なし		海上運送法に定める定期航路事業のうち、一般旅客定期航路事業（遊覧船、国際定期航路は対象外）について、起終点・寄港地のポイントデータと航路のラインデータを整理したもの	2012	国土数値情報 定期旅客航路データ
90	船舶交通量		△			海上保安庁がAIS（自動船舶識別装置）によって収集した船舶の位置の統計情報を15秒メッシュデータとして整備したもの	2014	海上保安庁提供資料	
91	衝突海難情報		△			船舶ハザードマップより、事故等種類の衝突及び衝突（単）の船舶種類、おおよその位置データ等の情報を整備したもの	2018	運輸安全委員会 船舶ハザードマップ	
92	社会的調整が必要な地域等のレイヤー		防衛関係施設等	自衛隊施設	△		—	陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊の基地、駐屯地等のおおよそ中心位置の位置情報を整備したもの	2015
93		在日米軍施設・区域		△	エリア設定なし ※データ該当なし		米軍の基地、駐屯地等のおおよそ中心位置の位置情報を整備したもの	2015	防衛省 自衛隊HP

※1 △は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲は情報収集、GISデータの作成、マップ化を実施するが、エリア設定は2次ゾーニングで実施予定。
 ※2 本資料は2019年3月4日時点のものである。
 ※3 表中の青文字は、法例等の有無について強調している。
 ※4 表中の赤文字は、第1回検討会から新たに追加した情報である。

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典情報	
95	社会的調整が必要な地域等のレイヤー	港湾区域等	港湾	△	エリア設定なし	-	港湾法に基づき指定された港湾について、位置情報等を整備したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	
96			港湾区域	△			港湾法に基づき指定された港湾について、区域等を整備したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	
97			港湾隣接地域	△			港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的として、港湾区域（水域）に隣接した陸域で港湾管理者が指定した地域をGISデータとして整備したもの	2000	和歌山県庁HP 港湾法第37条第1項の規定による港湾隣接地域の指定	
98			港則法適用港	△			港則法施行令第一条（別表第一）に定められた港の概位をGISデータとして整備したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	
99			港則法びょう地	△			港則法施行規則第三条（別表第一）に定められた区域をGISデータとして整備したもの	2018	海洋台帳データを基に作成	
100		港湾区域等	港則法区域	△			船舶の港内の交通安全と整頓を確保するために制定された法律である港則法を適用することが必要であると判断される範囲を呼び、港則法第二条（港則法施行令第一条の別表第一）で定められる区域をGISデータ化したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	
101		漁港区域	漁港区域	△			漁港漁場整備法に基づく漁港の区域についてGISデータを整備したもの	2006	国土数値情報 漁港データ	
102		漁場等	漁業権設定区域	△			漁業法に基づき漁業権が設定された特定の水面について、境界（線）、種別（第一種～第三種区画漁業権、第一種～第五種共同漁業、定置漁業）等をGISデータとして整備したもの	1984	国土数値情報（統一フォーマット(SHP・GML)) 漁業権設定区域データ ※最新のものを反映可能か確認中	
103			水産資源保護水面	△			水産資源保護法に基づき指定された保護水面のうち、内水面に属するものについて、境界（線）等の情報をGISデータとして整備したもの	1985	国土数値情報（統一フォーマット(SHP・GML)) 保護水面台帳データ	
104			魚礁	△			①電子海図に記載のある魚礁の存在区域をGISデータとして整備したもの ②和歌山県の浮魚礁データ	2018	①海洋台帳データを基に作成 ②和歌山県 浮魚礁データ公開 http://wave.pref.wakayama.lg.jp/gyoshou/	
106	河川	河川	○	保全推奨エリア	河川法により、河川の流水の正常な機能維持が行われるよう、開発が制限されているため、保全推奨エリアとした。	河川区域の分布をGISデータとして整備したもの	2009	国及び県の資料		
追加	追加	ケーブル類	JAMSTEC Do-net	△	エリア設定なし	-	JAMSTEC（国立研究開発法人海洋研究開発機構）地震津波海域観測研究開発センターにより開発された地震・津波観測監視システム（DONET）で、海底に設置された観測機器ネットワークによって、南海トラフで発生する地震・津波をリアルタイムで常時・監視するシステム	2016	JAMSTEC HP DONET 1、2の位置図 http://www.jamstec.go.jp/donet/j/donet/donet1.html http://www.jamstec.go.jp/donet/j/donet/donet2.html	
追加			トランスオーシャン 通信ケーブル	△			確認中	-	-	
107	事業性に係る情報のレイヤー	風況	風況	△	-	-	高精度のシミュレーションから得られる風況情報のメッシュデータを整備したもの	2018	NeoWins（洋上風況マップ）	
108			地形等	水深			△	日本周辺海域の水深データを500mの間隔でメッシュデータ化したもの	2012	日本海洋データセンター（JODC）
109				傾斜			△			
110				海底地形			△			
111		インフラ	海底地質	△			日本周辺海底地形図より、未固結堆積物、半固結堆積物・堆積岩、堆積岩の区域をGISデータとして整備したもの	1982	地質調査センターHP 海洋地質図一覧	
112			系統連系	△			20kv以上の高圧電流を送電するものうち、特に目標となるもの	2019	国土地理院 数値地図（国土基本情報）	
113			発電所・変電所等	△			発電所及び変電所の位置等をGISデータとして整備したもの	2019	国土地理院 数値地図（国土基本情報）	
114			港湾	△			港湾法に基づき指定された港湾について、位置情報等を整備したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	
115			既設の風力発電所	△			風力発電施設について、位置（点）、発電施設名称等を整備したもの	2017	国土数値情報 発電施設、NEDO新エネルギー部「日本における風力発電設備・導入実績」	
116			計画中の風力発電所	△			風力発電事業の環境影響評価図書に記載されている事業実施想定区域及び対象事業実施区域の位置等を整備したもの	2019	EADAS、和歌山県HP 和歌山県の環境影響評価（環境アセスメント）について	

※1 △は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲は情報収集、GISデータの作成、マップ化を実施するが、エリア設定は2次ゾーニングで実施予定。
 ※2 本資料は2019年3月4日時点のものである。
 ※3 表中の青文字は、法例等の有無について強調している。
 ※4 表中の赤文字は、第1回検討会から新たに追加した情報である。